

健感発 0810 第 8 号

令和 4 年 8 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条
第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生
労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防
及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項及
び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、サル痘についての現時点の知見等に鑑み、届出通知の別紙「医師及び指定届出機
関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添のとおり改正し、本日から適用
することといたしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管
内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

本年 5 月以降の国際的なサル痘の流行については、過去の流行で報告のなかった性的接
触に伴うと考えられる特徴的な症状が報告されている。これらの知見を踏まえ、「(2) 臨
床的特徴」並びに「(3) 届出基準」における「検査方法」及び「検査材料」の改正を行
う。

2 適用日

本日より適用する。

3 留意事項

届出様式については、準備が整い次第改正することとしているが、それまでの間、次に示す症状を確認した場合は、その症状を、「その他」の欄に記載すること。

咽頭痛、筋肉痛、肛門直腸痛、倦怠感、その他の皮膚粘膜病変